

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令
第8条第1項第1号イ(4)に定める「産業ごとの管理職に占める女性労働者の割合の平均値」

*適用期間：平成29年6月1日～平成30年5月31日

(別表)

産業分類	産業平均値
産業計	8.8%
鉱業, 採石業, 砂利採取業	2.0%
建設業	1.4%
製造業	別紙による
電気・ガス・熱供給・水道業	2.4%
情報通信業	6.4%
運輸業, 郵便業	4.8%
卸売業, 小売業	5.7%
金融業, 保険業	9.0%
不動産業, 物品賃貸業	6.3%
学術研究, 専門・技術サービス業	6.6%
宿泊業, 飲食サービス業	10.0%
生活関連サービス業, 娯楽業	9.9%
教育, 学習支援業	19.0%
医療, 福祉	43.9%
複合サービス事業	4.9%
サービス業 (他に分類されないもの)	7.5%

※ 上記にあてはまらない産業については「産業計」の数値を用いること。

(別紙)

産業分類	平均値
食料品製造業 飲料・たばこ・飼料製造業	5.9%
繊維工業	6.6%
木材・木製品製造業(家具を除く) 家具・装備品製造業	1.5%
パルプ・紙・紙加工品製造業 印刷・同関連業	4.0%
化学工業	7.3%
石油製品・石炭製品製造業	3.5%
プラスチック製品製造業 ゴム製品製造業	2.4%
鉄鋼業 非鉄金属製造業 金属製品製造業	1.5%
はん用機械器具製造業 生産用機械器具製造業 業務用機械器具製造業	2.2%
電子部品・デバイス・電子回路製造業 電気機械器具製造業 情報通信機械器具製造業	3.4%
輸送用機械器具製造業	1.9%
その他の製造業	5.2%

※ 本表の数値は「賃金構造基本統計調査」(厚生労働省)の調査票情報を雇用均等政策課において独自集計したものである。